

ふれあい・いきいきサロン実施要領

(目的)

ふれあい・いきいきサロン（以下「サロン」という。）は、地域で生活している高齢者等が引きこもりにならないよう、ふれあいを通して生きがいを持ち、仲間づくりの輪を広げるとともに介護予防を行い、心身機能の維持向上を図ることを目的とする。

(運営)

善通寺市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）及び地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）が運営主体となり、地域住民などこの事業に理解と熱意のある者の参加、協力により事業を運営する。

(事業を実施する場所)

高齢者等外出支援事業として実施する場合を除き、地域の高齢者等が歩いて行ける場所（集会所、民家、公園など）を設定する。

(事業内容)

地域に引きこもりがちな高齢者等が気軽に集まり、地域住民と楽しく過ごすことができる行事で、参加者と地域の協力者が以下のような内容を企画し、実施する。

- (1) 茶飲み会（おしゃべり会）
- (2) ふれあい会食会
- (3) レクレーション（歌、演奏、ゲーム、手芸など）
- (4) 健康づくり（健康講話、血圧チェック、健康体操）
- (5) 子どもたちとの交流
- (6) 季節の行事（花見、七夕、節句、クリスマス会など）
- (7) ハイキング
- (8) 芸術鑑賞、ビデオ鑑賞
- (9) その他参加者や協力者の希望や意見を大切に企画する。

(対象者の選定)

対象者は、一人暮らし（昼間のみの場合を含む。）、軽度認知症の高齢者、障害者等地域の実情に合わせて選定する。

(活動助成)

市社協は、サロングループに対する助成として、次の要件を全て満たし場合に、グループの届出及び申請に基づいて、地区社協に助成金を交付する。

助成の要件

- (1) 1グループ概ね5人以上20人以下で結成されていること。
- (2) 年間5か月以上継続して設置されていること。
- (3) 概ね月1回開催すること。

助成の内容

・導入期助成

新規に結成したサロン(サロンの分割による場合を除く。)に対して年額 10,000 円を助成する。

助成年数は、3 年を限度とする。

・活動実績助成

開催 1 回当たり 1,000 円 (12,000 円を上限とする。)を助成する。

高齢者等外出支援事業による開催日を含め年間 5 回以上実施していることを条件とする。

ただし、助成額の算定においては、参加者が 5 人未満及び高齢者等外出支援事業による開催を除く。

・助成対象期間は、1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

(その他)

事業実施に当たっては、市社協と地区社協が連携し、事業の円滑な運営や効果的な取組みを図るために、各グループに対して必要な支援、協力を行うものとする。

附 則

この要領は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。